

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号		所 管	環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当		
名 称	脱炭素先行地域づくり補助金(仮)				
交付先	脱炭素先行地域の認定の共同提案者である(一社)御堂筋まちづくりネットワーク会員企業のうち、省エネ・再エネ設備を導入する企業				
交付目的	脱炭素先行地域を形成するため、省エネ・再エネ設備を導入しようとする(一社)御堂筋まちづくりネットワーク会員企業に対して、その経費の一部を補助する。				
事業の概要	<p>二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用し、省エネ・再エネ設備導入に要する費用の2/3以内の額を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEB化補助 補助率2/5 ・照明LED化補助 補助率1/4 ・業務用コージェネレーションシステム更新補助 補助率1/3 ・空調機器更新補助 補助率1/3 ・太陽光パネル設置補助 補助率2/3 ・EVスタンド設置補助 補助率2/3 				
2算定額及び積算	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEB化補助 補助対象経費900,000千円×補助率2/5=360,000千円 補助金額360,000千円 ・照明LED化補助 補助対象経費609,127千円×補助率1/4=152,281千円 補助金額152,281千円 ・業務用コージェネレーションシステム更新補助 補助対象経費528,000千円×補助率1/3=176,000千円 補助金額176,000千円 ・空調機器更新補助 補助対象経費489,000千円×補助率1/3=163,000千円 補助金額163,000千円 ・太陽光パネル設置補助 補助対象経費307,000千円×補助率2/3=204,666千円 補助金額204,666千円 ・EVスタンド設置補助 補助対象経費11,000千円×補助率2/3=7,333千円 補助金額7,333千円 				
事業開始年度	令和6年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	脱炭素先行地域づくり補助金要綱(仮)				
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEB化補助 補助率2/5 ・照明LED化補助 補助率1/4 ・業務用コージェネレーションシステム更新補助 補助率1/3 ・空調機器更新補助 補助率1/3 ・太陽光パネル設置補助 補助率2/3 ・EVスタンド設置補助 補助率2/3 				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (10/10)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	令和10年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて、国が先行的に進める脱炭素先行地域に応募し、大阪府域から2030年までにCO2排出量を実質ゼロとする脱炭素先行地域を創出し、地域脱炭素化を促進するため、再エネ・省エネ設備の導入補助を行う。 本施策を実施するにあたり、国から脱炭素先行地域に採択されており、市域の脱炭素に大いに寄与することから、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率については、国から交付された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を基に積算しており、妥当性がある。また、本補助は、民間事業者が本市施策に自主的に協力するものであるから省エネ・再エネ設備の設置費を本市が2/3以内で補助することは妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	設備の省エネ・再エネ化は近年需要が高まっており、市域の脱炭素を達成するには民間事業者の協力が不可欠であり、民間事業者が設備設置に要する費用を補助することは、施策実現だけでなく、経費的にも有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	資格要件を備えた補助対象者を広く募集するため、「公正性」は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	(目標値) 令和10年度末までに、CO2削減効果 7,856t-CO2/年
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号		所管	環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当		
名称	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金(仮)				
交付先	省エネ・再エネ設備を導入しようとする市民				
交付目的	省エネ・再エネ設備を設置しようとする市民に対し、その設備導入にかかる経費の一部を補助することにより、本市におけるエネルギー消費量の削減につなげ、さらには、温室効果ガス排出削減につなげることにより、ゼロカーボンに向けた取組みを加速させる。				
事業の概要	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用し、補助を行う。 ・家庭用コージェネレーションシステム設置補助(補助率1/2) ・太陽光発電設備設置補助(上限7万円/kW)				
2算定額及び積算	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用コージェネレーションシステム設置補助 補助金額50,000千円 補助対象経費1,000千円×100件×補助率1/2=50,000千円 太陽光発電設備設置補助 補助金額47,040千円 70千円(補助上限)×140件×4.8kw=47,040千円 				
事業開始年度	令和6年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金要綱(仮)				
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用コージェネレーションシステム設置補助:補助率 1/2 太陽光発電設備設置補助(上限7万円/kW) 				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> 10/10	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	個人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終期	令和10年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて、国が先行的に進める脱炭素先行地域に応募し、大阪府域から2030年までにCO2排出量を実質ゼロとする脱炭素先行地域を創出し、地域脱炭素化を促進するため、再エネ・省エネ設備の導入補助を行う。 本施策を実施するにあたり、国から重点対策加速化事業に採択されており、市域の脱炭素に大いに寄与することから、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率については、国から交付された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を基に積算しており、妥当性がある。また、本補助は、市民が本市施策に自主的に協力するものであるから省エネ・再エネ設備の設置費を本市が補助することは妥当である。

3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	設備の省エネ・再エネ化は近年需要が高まっており、市域の脱炭素を達成するには市民の協力が不可欠であることから、市民が設備設置に要する費用を補助することは、施策実現だけでなく、経費的にも有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	資格要件を備えた補助対象者を広く募集するため、「公正性」は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	(目標値) 令和10年度末までに、CO2削減効果 2,160t-CO2/年
--------	--